重要事項説明書　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 12 月 17 日条例第 46 号）、「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 12 月 17 日条例第 47 号）その他関係法令に基づき、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

1　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスを提供する事業者について

事業者名称	インプルーブマネジメント株式会社
代表者氏名	代表取締役　辰田祐介
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	石川県金沢市武蔵町 16 番 42 号 076-210-8150
法人設立年月日	平成 30 年 4 月 10 日

2　ご利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションきゃんばす
介護保険指定事業所番号	1760191559
事業所所在地	石川県金沢市片町 2 丁目 10 番 42 号 RENN ビル B1F
連絡先 相談担当者名	電話 076-210-8150・FAX 076-210-8151 辰田佳子
事業所の通常の事業の実施地域	金沢市・野々市市・白山市・内灘町・津幡町

※サービス提供地域について通常の事業の実施地域以外の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、ご利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）のご利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	24 時間体制でご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行い、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜～金曜（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
営　業　時　間	9 時～18 時 00 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
サービス提供時間	9 時～18 時 00 分（緊急時は 24 時間対応）

(5) 事業所の職員体制

職	職　務　内　容	人 員 数
管理者	1　主治の医師の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2　（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3　従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤　1 名
看護職員	1　主治の医師の指示に基づく（介護予防）訪問看護計画の作成を行うとともに、ご利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2　（介護予防）訪問看護計画に基づき、指定（介護予防）訪問看護のサービスを提供します。 3　訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します。	常勤 2.5 名以上
理学療法士 作業療法士	1　主治の医師の指示に基づく（介護予防）訪問看護計画の作成を行うとともに、ご利用者等への説明を 行い、同意を得ます。 2　（介護予防）訪問看護計画に基づき、指定（介護予防）訪問看護のサービスを提供します。 3　訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します。	常勤 1 名以上
事務職員	1　介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1 名以上

3　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
（介護予防）訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びにご利用者に係る居宅介護支援事業者などが作成した居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。
（介護予防）訪問看護の提供	（介護予防）訪問看護計画に基づき、健康状態のチェックや療養指導、医療処置、身体介護などをおこなう（介護予防）訪問看護を提供します。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

① ご利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② ご利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③ ご利用者の同居家族に対するサービス提供
④ ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他ご利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

別紙「利用料金表」をご参照ください。

4　利用料、ご利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、ご利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ァ 利用料、ご利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、ご利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ァ 請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）ご利用者指定口座からの自動振替 （イ）事業者指定口座への振り込み （ウ）現金支払い ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、ご利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から１月以上遅延し、さらに支払いの督促から３０日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5　その他の費用について

<table>
<tr><td rowspan="3">①　交通費</td><td colspan="3">医療保険適用による訪問看護サービスを提供する場合、交通費の実費を請求いたします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所から片道5キロメートル以上の場合</td><td>10円／km　（事業所より往復分）</td></tr>
<tr><td colspan="3">※駐車場がなく有料駐車場を利用する場合は､駐車料金をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>② 死後処置料
（エンゼルケア）</td><td colspan="3">8,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③ 訪問看護料
（保険対象外）</td><td rowspan="2">60分あたり</td><td>営業時間内
（平日9時～18時00分）</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>営業時間外</td><td>5割増</td></tr>
<tr><td colspan="2">追加30分ごと</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※医療保険の方の入院日訪問、1日4回目以降の訪問も含みます。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">④ キャンセル料</td><td colspan="3">サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させて頂きます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用日の前日までのご連絡の場合</td><td>不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用日当日のご連絡の場合</td><td>一律500円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。</td></tr>
</table>

6　担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

ご利用者の事情により、担当する看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア　相談担当者氏名　　辰田佳子 イ　連絡先電話番号　　076-210-8150 同FAX番号　　076-210-8151 ウ　受付日及び受付時間　　月～金・9時～18時00分 （祝日・12月31日～1月3日を除く）

※ 担当する看護職員に関しては、ご利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7　サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びにご利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」に基づき、ご利用者及び家族

の意向を踏まえて、「（介護予防）訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「(介護予防）訪問看護計画」は、ご利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「(介護予防）訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防）訪問看護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

(6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

(7) 悪天候及び災害時の止むを得ない事情により、訪問を中止させていただく場合があります。

8　虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	辰田佳子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修、委員会を定期的に実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9　秘密の保持と個人情報の保護について

① ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、ご利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について	① 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、ご利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。）

10　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11　事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険社会福祉事業者相互保険
補償の概要	対人対物 1 億円、人格権の侵害、事故対応費用、対人未満費用等

12　身分証携行義務

看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13　心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14　居宅介護支援事業者等との連携

(1) 指定（介護予防）訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービス

または福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「(介護予防) 訪問看護計画」の写しを、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

15　サービス提供の記録

(1) 指定 (介護予防) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時にご利用者の確認を受けることとします。またご利用者の確認を受けた後は、その控えをご利用者に交付します。

(2) 指定 (介護予防) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その完結の日から 5 年間保存します。

(3) ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(4) 提供した指定 (介護予防) 訪問看護に関し、ご利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16　衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定 (介護予防) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17　業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ァ 提供した指定 (介護予防) 訪問看護に係るご利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。苦情が発生した場合は速やかに市町村、ご利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置

を講じます。

・苦情の発生状況、対応、処置を記録しヒヤリハット集を制作・設置する。

・スタッフ間で再発防止研修、ミーティングにて事例共有する。

・組織として原因究明と再発防止に努める企業風土を育みます。

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションきゃんばす ご利用者相談窓口	所 在 地　金沢市片町 2 丁目 10-42 RENN ビル B1F 電話番号　076-210-8150 FAX 番号　076-210-8151 受付時間　月～金・9 時～18 時 00 分 （祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 金沢市役所　福祉健康局介護保険課	所 在 地　金沢市広坂 1-1-1 電話番号　076-220-2264 FAX 番号　076-220-2559 受付時間　9 時～17 時 45 分(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地　金沢市幸町 12 番 1 号石川県幸町庁舎 4 階 電話番号　076-231-1110 FAX 番号　076-231-1601 受付時間　9 時～17 時（土日祝は休み）